

島原労働基準監督署発表
令和7年 11 月 4 日（火）

【照会先】
島原労働基準監督署
署 長 石塚 裕一
○監督・安衛課長 向野 浩太郎
電話 0957-62-5145（17:15 まで）

最低賃金法違反容疑で書類送検 ～3か月分の賃金不払いの疑い～

島原労働基準監督署（署長 石塚 裕一）は、本日、内田製麺（個人事業）の代表者 A を、最低賃金法違反の疑いで長崎地方検察庁島原区検察庁に書類送検しました。

【事件の概要】

労働者 1 名に対し、令和 6 年 10 月 26 日から令和 7 年 1 月 25 日までの 3 か月分の定期賃金（合計約 17 万円）を、各所定支払日までに支払わなかった疑い。

1 被疑者

内田製麺（個人事業）代表者 A
所在地：長崎県南島原市有家町中須川
事業内容：食料品製造業

2 違反条文

代表者 A に対し、
最低賃金法違反
同法第 4 条第 1 項（最低賃金の効力）
同法第 40 条（罰則）

3 被疑内容

最低賃金法では、労働者に対し、最低賃金額以上の賃金を支払わなければならないことが規定されていますが、被疑者 A は、雇用する労働者 1 名に対する令和 6 年 10 月 26 日から令和 7 年 1 月 25 日までの 3 か月分の賃金合計約 17 万円を、各所定支払日に、長崎県最低賃金（1 時間 953 円）以上の金額で支払わなかった疑いがあるものです。

4 参考事項

- (1) 本件では、長崎県の最低賃金を下回る時間給 800 円で労働者を働かせていましたが、最低賃金法の規定により、労働契約で最低賃金を下回る賃金額を定めても無効となり、最低賃金と同額の労働契約をしたものとみなされるため、書類送検に当たり、長崎県最低賃金の時間給 953 円で再計算した約 17 万円の不払を立件の対象としています。
- (2) 賃金は労働者とその家族にとって欠くことのできない生活の糧となるものです。事業主はいかなる事情があろうとも労働者に賃金を支払う責務があり、これを果たさなかった責任は重大です。島原労働基準監督署は、今後においても賃金不払を発生させた事業主については、厳正に対処していく方針です。
なお、過去 5 年間ににおける長崎労働局管内の最低賃金法第 4 条第 1 項違反での送致件数は 17 件（うち、島原労働基準監督署は 3 件）です。
- (3) 長崎県最低賃金は長崎県内のすべての労働者に適用され、令和 6 年 10 月 12 日からは時間額 953 円と定められています。
なお、令和 7 年 12 月 1 日からは、78 円引き上げられ、時間額 1,031 円になります。

5 資料

- (1) 関係法令(別紙 1)
- (2) 長崎県最低賃金額の推移(別紙 2)

関係法令

最低賃金法（昭和 34 年法律第 137 号）

（最低賃金の効力）

第 4 条 使用者は、最低賃金の適用を受ける労働者に対し、その最低賃金額以上の賃金を支払わなければならない。

2 最低賃金の適用を受ける労働者と使用者との間の労働契約で最低賃金額に達しない賃金を定めるものは、その部分については無効とする。この場合において、無効となった部分は、最低賃金と同様の定をしたものとみなす。

3～4（略）

（罰則）

第 40 条 第 4 条第 1 項の規定に違反した者（地域別最低賃金及び船員に適用される特定最低賃金に係るものに限る。）は、50 万円以下の罰金に処する。

	長崎県最低賃金の推移							
	改正年度	最低賃金額		引き上げ額		引き上げ率		効力発生日
		日額(円)	時間額(円)	日額(円)	時間額(円)	日額(%)	時間額(%)	
	昭和47年	1,020	120					昭和48.1.1
	昭和48年	1,200	141	180	21	17.65	17.5	昭和49.3.21
	昭和49年	1,505	188	305	47	25.42	33.33	昭和50.1.5
	昭和50年	1,730	217	225	29	14.95	15.43	昭和51.2.18
	昭和51年	1,900	238	170	21	9.83	9.68	昭和51.12.1
	昭和52年	2,087	261	187	23	9.84	9.66	昭和52.11.2
	昭和53年	2,227	280	140	19	6.71	7.28	昭和53.10.30
	昭和54年	2,372	297	145	17	6.51	6.07	昭和55.1.26
	昭和55年	2,541	318	169	21	7.12	7.07	昭和55.10.25
	昭和56年	2,709	339	168	21	6.61	6.6	昭和56.11.8
	昭和57年	2,858	358	149	19	5.5	5.6	昭和58.1.1
	昭和58年	2,951	369	93	11	3.25	3.07	昭和58.11.5
	昭和59年	3,044	381	93	12	3.15	3.25	昭和59.10.19
	昭和60年	3,155	395	111	14	3.65	3.67	昭和60.10.31
	昭和61年	3,251	407	96	12	3.04	3.04	昭和61.10.22
	昭和62年	3,323	416	72	9	2.21	2.21	昭和62.10.22
	昭和63年	3,424	428	101	12	3.04	2.88	昭和63.10.21
	平成元年	3,564	446	140	18	4.09	4.21	平成元.11.2
	平成2年	3,738	468	174	22	4.88	4.93	平成2.10.20
	平成3年	3,923	491	185	23	4.95	4.91	平成3.10.20
	平成4年	4,092	512	169	21	4.31	4.28	平成4.10.14
	平成5年	4,222	528	130	16	3.18	3.13	平成5.10.14
	平成6年	4,325	541	103	13	2.44	2.46	平成6.10.5
	平成7年	4,427	554	102	13	2.36	2.4	平成7.10.1
	平成8年	4,524	566	97	12	2.19	2.17	平成8.10.1
	平成9年	4,627	579	103	13	2.28	2.3	平成9.10.1
	平成10年	4,713	590	86	11	1.86	1.9	平成10.10.1
	平成11年	4,758	595	45	5	0.95	0.85	平成11.10.1
	平成12年	4,797	600	39	5	0.82	0.84	平成12.10.1
	平成13年	4,832	604	35	4	0.73	0.67	平成13.10.1
	平成14年	-	605	-	1	-	0.17	平成14.10.6
	平成15年	-	605	-	0	-	0	平成14.10.6
	平成16年	-	606	-	1	-	0.17	平成16.10.1
	平成17年	-	608	-	2	-	0.33	平成17.10.1
	平成18年	-	611	-	3	-	0.49	平成18.10.1
	平成19年	-	619	-	8	-	1.31	平成19.10.21
	平成20年	-	628	-	9	-	1.45	平成20.10.30
	平成21年	-	629	-	1	-	0.16	平成21.10.10
	平成22年	-	642	-	13	-	2.07	平成22.11.4
	平成23年	-	646	-	4	-	0.62	平成23.10.12
	平成24年	-	653	-	7	-	1.08	平成24.10.24
	平成25年	-	664	-	11	-	1.68	平成25.10.20
	平成26年	-	677	-	13	-	1.96	平成26.10.1
	平成27年	-	694	-	17	-	2.51	平成27.10.7
	平成28年	-	715	-	21	-	3.03	平成28.10.6
	平成29年	-	737	-	22	-	3.08	平成29.10.6
	平成30年	-	762	-	25	-	3.39	平成30.10.6

	令和元年	-	790	-	28	-	3.67	令和元.10.3
	令和 2 年	-	793	-	3	-	0.38	令和 2.10.3
	令和 3 年	-	821	-	28	-	3.53	令和 3.10.2
	令和 4 年	-	853	-	32	-	3.9	令和 4.10.8
	令和 5 年	-	898	-	45	-	5.28	令和 5.10.13
	令和 6 年	-	953	-	55	-	6.12	令和 6.10.12
	令和 7 年	-	1,031	-	78	-	8.18	令和 7.12.1